

議案第 19 号

羽生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

羽生市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第 1 章 市が行う国民健康保険の事務（第 1 条）</u></p> <p><u>第 2 章 国民健康保険運営協議会（第 2 条・第 3 条）</u></p> <p><u>第 3 章 削除（第 4 条）</u></p> <p><u>第 4 章 保険給付（第 5 条－第 7 条）</u></p> <p><u>第 5 章 保健事業（第 8 条・第 9 条）</u></p> <p><u>第 6 章 国民健康保険税（第 10 条）</u></p> <p><u>第 7 章 罰則（第 11 条－第 14 条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>第 1 章 <u>市が行う国民健康保険の事務</u></p> <p>（市が行う国民健康保険の事務）</p> <p>第 1 条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に<u>定め</u>があるもののほか、<u>この</u>条例の定めるところによる。</p> <p>（国民健康保険運営協議会委員の定数）</p> <p>第 2 条 国民健康保険運営協議会（<u>国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）</u>）第</p>	<p>第 1 章 <u>市が行う国民健康保険</u></p> <p>（市が行う国民健康保険）</p> <p>第 1 条 市が行う国民健康保険については、法令に<u>定</u>があるもののほか<u>この</u>条例の定めるところによる。</p> <p>（国民健康保険運営協議会委員の定数）</p> <p>第 2 条 国民健康保険運営協議会（<u>以下「協議会」という。）</u>の委員の定数は、<u>次の各号に定めるところによ</u></p>

11条第2項に規定する協議会をいう。以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

(一部負担金)

第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、法第42条第1項に定める一部負担金を当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

る。

(1)～(3) (略)

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。

(一部負担金)

第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項に定める一部負担金を当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月26日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

